

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 三井住友海上火災保険株式会社
代表者及び住所 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地
代表取締役 船曳 真一郎
2. 指名停止措置期間 : 令和6年11月29日から令和7年1月28日まで(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 三井住友海上火災保険株式会社は、民間企業との保険契約について、他の損害保険会社と共同して、見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持し、競争を実質的に制限していた。
これにより、公正取引委員会は、令和6年10月31日(木)に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
5. 指名停止措置理由 : 三井住友海上火災保険株式会社が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)